

令和8年 富士見町 訓令

第 9 号

組織再編に伴う関係訓令の整備に関する訓令を
ここに公布する。

令和8年7月23日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町訓令第9号

組織再編に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(富士見町公共施設等マネジメント庁内検討委員会設置要綱の一部改正)

第1条 富士見町公共施設等マネジメント庁内検討委員会設置要綱(平成30年富士見町訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「財務課長」を「企画財政課長」に改める。

(富士見町人権尊重推進本部設置要綱の一部改正)

第2条 富士見町人権尊重推進本部設置要綱(平成12年富士見町訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「財務課長」を「企画財政課長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。